

## 第9号様式記載の手引き

- 1 この申告書は、解散（合併による解散を除く。）をした法人が残余財産分配等予納申告若しくは清算確定申告をする場合又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- 3 ※印の欄は記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 6 「資本金等の額」の欄は残余財産の確定した日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。
- 7 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表20(2)）の「清算所得に対する法人税額(7)」の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載します。
- 8 道府県民税の「既に納付の確定した法人税割額⑧」の各欄は、「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が法人税の清算事業年度予納申告に基づく申告の場合に当該金額の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が残余財産分配等予納申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。
- 9 道府県民税の「均等割額（⑫から⑮まで）」の各欄は、法人税の清算確定申告による申告及びその申告に係る修正申告の場合にのみ記載します。
- 10 事業税の「清算所得金額の総額⑳」の欄は、次に掲げる場合に依り、それぞれに定める金額を記載します。
  - (イ) 残余財産分配等予納申告の場合 法人税の明細書（別表20(3)の12の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額。以下同じ。）
  - (ロ) 清算確定申告の場合 法人税の明細書（別表20(3)の42の欄の金額
- 11 地方法人特別税の「課税標準となる事業税額㉑」の欄は、標準税率が適用される法人については「事業税額㉑」の欄の金額を記載します。
- 12 事業税の「既に納付の確定した所得割額」の各欄は、「清算中の各事業年度分」の欄には、当該税額が清算事業年度予納申告の場合に、当該税額の計算の基礎となった事業年度をそれぞれ記載し、「一部の分配又は引渡し分」の欄には、当該税額が残余財産分配等予納申告の場合に当該分配又は引渡しの年月日をそれぞれ記載します。なお、修正申告又は更正若しくは決定分については、その修正申告又は更正若しくは決定の基礎となった申告分に含めて当該申告分の欄に記載します。
- 13 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載します。
- 14 還付請求の「予納額㉓」の欄は、法第53条第25項又は法第72条の31第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第29条の規定による請求書に代わるものとして記載することができます。
- 15 還付請求の「利子割額㉔」の欄は、法第53条第42項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができます。